

議案第107号	三田市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
公園みどり課	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う都市公園法の一部改正により、これまで政令で定められていた都市公園の設置、配置及び規模の基準について、条例で定めることとされた等のため、当該条例の一部を改正しようとするもの。

1 地域主権一括法関連

【根拠法令】 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第二次一括法）第103条（都市公園法の一部改正）

【改正内容】 都市公園の設置基準（第3条の2～第3条の5）

法律（条文）	内容	参酌すべき政省令
都市公園法第3条第1項 （都市公園の設置基準） 条例第3条の2 及び第3条の3	第3条 地方公共団体が都市公園を設置する場合には、 <u>政令で定める都市公園の配置及び規模に関する技術的基準を参酌して条例で定める基準に適合するように行うものとする。</u>	都市公園法施行令第1条の2及び第2条 政令基準どおり

●条例で定める基準

- ◇1人当たりの敷地面積基準
 - 市の区域内における公園の住民1人当たりの敷地面積・・・10㎡
 - 市の区域内の市街地における公園の当該市街地の住民1人当たりの敷地面積・・・5㎡
- ◇公園の配置及び規模

公園設置に当たっては、その特質に応じて公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮する。

(1) 街区公園→0.25ha (2) 近隣公園→2ha (3) 地区公園→4ha (4) 運動公園、総合公園、広域公園→休息、観賞、散歩、遊戯、運動等容易に利用することができるよう配置し、それぞれの利用目的に応じて公園としての機能を十分に発揮することができるよう敷地面積を定める。

都市公園法第4条第1項 （公園施設の設置基準） 条例第3条の4 及び第3条の5	第4条 <u>一の都市公園に公園施設として設けられる建築物</u> （建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。）の <u>建築面積</u> （国立公園又は国定公園の施設たる建築物の建築面積を除く。以下同じ。）の <u>総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、100分の2を参酌して当該都市公園を設置する地方公共団体の条例で定める割合</u> （国の設置に係る都市公園にあつては、100分の2） <u>を超えてはならない。ただし、動物園を設ける場合その他政令で定める特別の場合においては、政令で定める範囲を参酌して当該都市公園を設置する地方公共団体の条例で定める範囲</u> （国の設置に係る都市公園にあつては、政令で定める範囲） <u>内でこれを超えることができる。</u>	都市公園法施行令第6条 都市公園法施行規則第1条の2、第1条の3、第2条 政省令基準どおり 都市公園条例施行規則で規定
--	---	--

建ぺい率加算

- ①休養施設、運動施設、教養施設、備蓄倉庫その他災害応急対策に必要な施設→100分の10
- ②休養施設又は教養施設のうち、一定の文化財、景観重要建造物又は歴史的風致形成建造物として指定又は登録された建築物→100分の20
- ③屋根付広場、壁を有しない雨天用運動場その他の高い開放性を有する建築物→100分の10
- ④仮設公園施設（3月を限度として公園施設として臨時に設けられる建築物で①～③に規定する建築物を除く。）→100分の2

【施行期日】 平成25年4月1日（※法の施行期日は平成24年4月1日だが、1年間の経過措置有り）

2 その他の改正

(1) 都市公園の追加（別表第1関係）

学園7丁目児童公園	三田市学園七丁目14番地14	街区公園
-----------	----------------	------

※兵庫県の宅地開発（学園7丁目）において整備された公園について、市都市公園条例に基づき管理するため、都市公園として条例に加えるもの。

(2) 都市公園有料施設の一部の時間変更

【改正趣旨】 三田市都市公園有料施設の使用時間を1時間延長するため、当該条例の一部を改正しようとするもの。

【改正内容】 別表第5関係

●対象公園及び施設

公園名	施設名
城山公園	陸上競技場
三田谷公園	テニスコート、多目的広場
中央公園	テニスコート、多目的広場
学園東公園	多目的広場
駒ヶ谷運動公園	テニスコート、多目的広場
テクノ公園	多目的広場

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
改正前	午前9時から 午後5時まで				午前7時から 午後7時まで				午前7時から 午後5時まで			午前9時 から 午後5時 まで
改正後	午前9時から 午後5時まで		午前9時から 午後6時まで		午前7時から 午後7時まで				午前7時 から 午後6時 まで	午前7時から 午後5時まで		午前9時 から 午後5時 まで

【施行期日】 (1)の改正は、平成25年1月1日

(2)の改正は、平成25年4月1日